

# 受付期間終了後の利用調整について

受付期間終了後の利用調整は、利用調整を行う月の10日時点で提出されている保育を必要とする証明書から判定した指数により選考を行います。

⇒利用申込みの結果、待機される方で保育を必要とする状況が変わった場合は随時保育を必要とする証明書を市窓口まで御提出いただくようお願いします。

例. A園に1枠空きが出た場合の利用調整の方法について

